

平成24年度加工原料乳補給金

平成24年度の加工原料乳補給金等が決定

農林水産省は3月22日、食料・農業・農村政策審議会畜産部会に平成24年度畜産物価格等について諮問を行い、答申を受けました。これを踏まえて平成24年度加工原料乳の補給金単価を12円20銭、限度数量を183万トンで決定しました。

酪農を取り巻く状況を基に補給金単価と数量を決定

加工原料乳の補給金単価及び限度数量については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮し決定されることになっています。

今回の決定に際しては、2年続きの記録的な猛暑や飼料など生産資材の高止まりで酪農経営が疲弊していること、さらにTPP（環太平洋経済連携協定）をは

じめ、国際化の先行きが不透明であることなどを踏まえて、酪農家の生産意欲を喚起し、生乳生産基盤の弱体化に歯止めをかけるため、補給金単価を大幅に引き上げることが期待されました。

また、限度数量については、平成23年度が20万トン弱の未達で終わることが確認されるため、5万トンを超える大幅な削減が懸念されました。

このような状況の中で、平成24年度加工原料乳生産者補給金単価は、前年比25銭上げの12円20銭、限度数量は同2万トン減の183万トンで決定されました。補給金単価の引き上げは2年連続、限度数量の削減は2年ぶりです。

補給金と限度数量の算出概要

補給金単価は、加工原料乳地域（北海

道）における「搾乳牛1頭当たり生産費の変化率」（1・0205）を「搾乳牛1頭当たり乳量の変化率」（0・9999）で除して求めた「生産コスト等変動率」（1・0206）を、平成23年度の補給金単価（11円95銭）に乗じて算定しました。

また限度数量は、平成24年度の推定生乳生産量の中央値（7・545千トン）から、同年度の推定自家消費量（60千トン）、牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量の中央値（3・960千トン）、その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量（1・811千トン）を控除し、推定生乳必要量と推定生乳生産量との差である要調整数量（116千トン）を加算して、「特定乳製品向け生乳供給量として見込まれる数量」として算出しました。

政策審議会畜産部会での意見

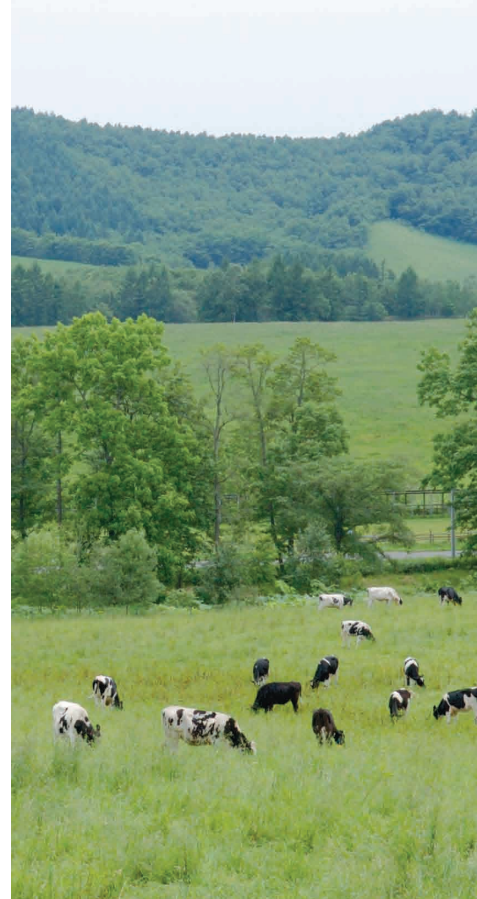
尚、食料・農業・農村政策審議会畜産部会では、鹿野道彦農林水産大臣による諮問案通りの答申がなされましたが、委

員から次のような意見が出されました。

【基本的事項】

●畜産施策について安定的な政策展開をするためには、供給サイドのみならず国民全体と価値の共有化を進めるべき。

●生産者及び消費者を取り巻く環境が変化の中で、消費者ニーズや情勢の変化が適切に反映されるよう制度そのものの検証を進める必要がある。



●農家戸数が減る中で生産を維持するため、法人や大規模経営などが、安心して投資が出来るよう10年、20年といった長期的な視点に立つて政策を作って、方向性を示して欲しい。

●TPPについては、国民への十分な説明と国民的議論の醸成を図るための対応をお願いする。

●飼料価格等に大きな変動があった場合には、期中における価格改定も検討すべきである。

【酪農・乳業関連事項】

●平成24年度予算で措置された生産者需給調整機能強化対策が、継続的な施策として機能していくよう、指定生乳生産者団体とよく相談して進めて欲しい。

●酪農環境負荷軽減支援事業は、経営の継続に支障が出ないよう経営安定対策として位置づけるべきである。

●生産者が自ら生産した牛乳をより自由に売れるよう工夫できないか。また、都府県の小規模ながら、自ら加工等も行っている酪農に対する支援も必要である。

●大震災を踏まえ、乳業界として生乳から製品までの安全性の確保、乳業工場の配置等について整理しており、国からも支援等をお願いする。

平成24年度事業計画

平成24年度の事業計画が決定

（社）中央酪農会議は3月7日、第320回理事会並びに第50回通常総会を開催し、平成24年度の事業計画等を協議し決定しました。

【1】平成24年度生乳計画生産対策

東日本大震災や2年連続の猛暑の影響などにより、予想以上に回復が遅れていた生乳生産は、平成23年9月以降回復傾向に向かいつつあるものの、生乳市場をめぐむる環境の変化や酪農政策の方向性への不安感などが、酪農家の経営意欲の減退につながる状況にあります。

他方、バター・脱脂粉乳といった乳製品の需給は、引き続きひつ迫傾向で推移することが見込まれており、国産乳製品の需要を喪失しないために、原料乳を安定的に供給できる体制を構築することが喫緊の課題となっております。

以上のような状況を踏まえて、昨年12月に開催された第318回理事会において、さらなる国内生産基盤の脆弱化を招かないよう、生産者が意欲を持ち、中期的な経営計画に基づく安定的な生乳生産に取り組みめる環境整備を図るため、平成24年度以降の生乳計画生産対策について、今後3年間は前年度実績以上の目標数量

として機能していくよう、指定生乳生産者団体とよく相談して進めて欲しい。

●酪農環境負荷軽減支援事業は、経営の継続に支障が出ないよう経営安定対策として位置づけるべきである。

●生産者が自ら生産した牛乳をより自由に売れるよう工夫できないか。また、都府県の小規模ながら、自ら加工等も行っている酪農に対する支援も必要である。

●大震災を踏まえ、乳業界として生乳から製品までの安全性の確保、乳業工場の配置等について整理しており、国からも支援等をお願いする。

化します。

③生乳の総合的な品質・流通管理対策

指定団体の受託販売機能強化支援では、指定団体の組織運営・事業実施のあり方をめぐる議論が活発化していることを踏まえ、必要な対応協議、指定団体等への情報提供、研修会の開催、効率的な事業運営などの支援を行います。

指定団体の品質管理体制支援では、全国・地域での生乳生産段階及び流通段階における安全・安心を実現するための取り組みに対する支援を行います。また、23年度に厚生労働省に要請した乳等省令（比重基準）改正の実現に向け必要な対応を講じるとともに、品質管理に係る各種規制の動向を把握し指定団体等へ情報を提供します。

④国産生乳需要定着化対策

牛乳消費喚起対策事業では、放射性物質に係る牛乳乳製品の安全性に対する消費者の不安や風評を放置した場合、国産牛乳乳製品の需要減少や生乳需給の混乱に波及することが懸念されることから、放射能問題対策を新たな重点事業に位置付けます。

また、最終年度となる「MILK JAPAN」運動は、これまでの取り組み

【2】平成24年度事業実施内容の概要

①酪農産業基盤・生乳受託販売安定化対策

酪農をめぐむる環境が大きく変化している中で生産基盤の脆弱化が進行していることを踏まえ、酪農専門全国組織として酪農生産現場の課題について調査・検討し、今後の酪農政策・制度のあり方について方向性を提示するとともに、全国要請組織と連携した要請・献策活動を実施します。



また、酪農経営の実態、市場や各種規制の動向、乳成分取引も含めた生乳取引上の課題などを検討し、指定団体による円滑な生乳受託販売への支援を行います。

②生乳計画生産・需給調整対策

平成24年度生乳計画生産対策の概要は前述の通りですが、用途別販売実績、指定団体別旬別乳量、需給をめぐむる情勢などの生乳需給に関連した情報の提供を強

の配分を行う中期計画生産に転換することを決定しました。平成24年度生乳計画生産対策における各生産枠の概要は次の通りです（29頁各生産枠概要図参照）。

①供給目標数量の設定

供給目標数量は、Jミルクの生乳需給予測におけるバターベースの需要量（チーズ向けを除く）を基本に、国内の乳製品需給の安定を図る観点、生産者による牛乳消費喚起対策や牛乳等向け・液状乳製品向け生乳の販売努力を通じて期待される成果などを加味した数量に、イオンサイダー率を乗じて算出しました。

②販売基準数量の設定

供給目標数量のうち販売基準数量は、平成23年度受託実績数量に新規就農枠（2・5000トン）を加算した数量を設定しました。各指定団体の販売基準数量は、平成23年度生乳計画生産実績を確定させた後、5月21日までに配分します。

尚、各指定団体の受託実績数量には、平成23年度生乳計画生産対策において早期（9月末まで）に返還された供給目標数量の3分の1相当量、及び災害等により平成23年度に影響を受けた数量を加算します。

③特別調整乳数量の設定

特別調整乳数量は、供給目標数量と販売基準数量の差として設定され、その配分条件の違いによって2分されています。「特別調整乳数量A」は、特定乳製品向け取引への安定供給を実施することを前提に、希望する指定団体に配分します。



「特別調整乳数量B」は、生乳需給が緩和し生乳流通に混乱が生じた場合、及び乳製品在庫が著しく増加し次年度生乳計画生産対策に悪影響を及ぼすことが見込まれる場合、過剰回避対策を実施することを前提に、希望する指定団体に配分します。

④選択的拡大生産数量の設定

さらに、生乳生産量の安定的な確保を期待する地域や経営の発展等を図る観点から、生産枠の拡大を希望する指定団体に対して、チーズ・全乳哺育向け及び通常の国内生乳市場と区分した新たな生乳需要を計画的に創出する数量で、実績の確認ができる数量を選択的拡大生産数量として配分します。尚、選択的拡大生産数量の配分を希望する指定団体は、5月未までに本会議に申請します。

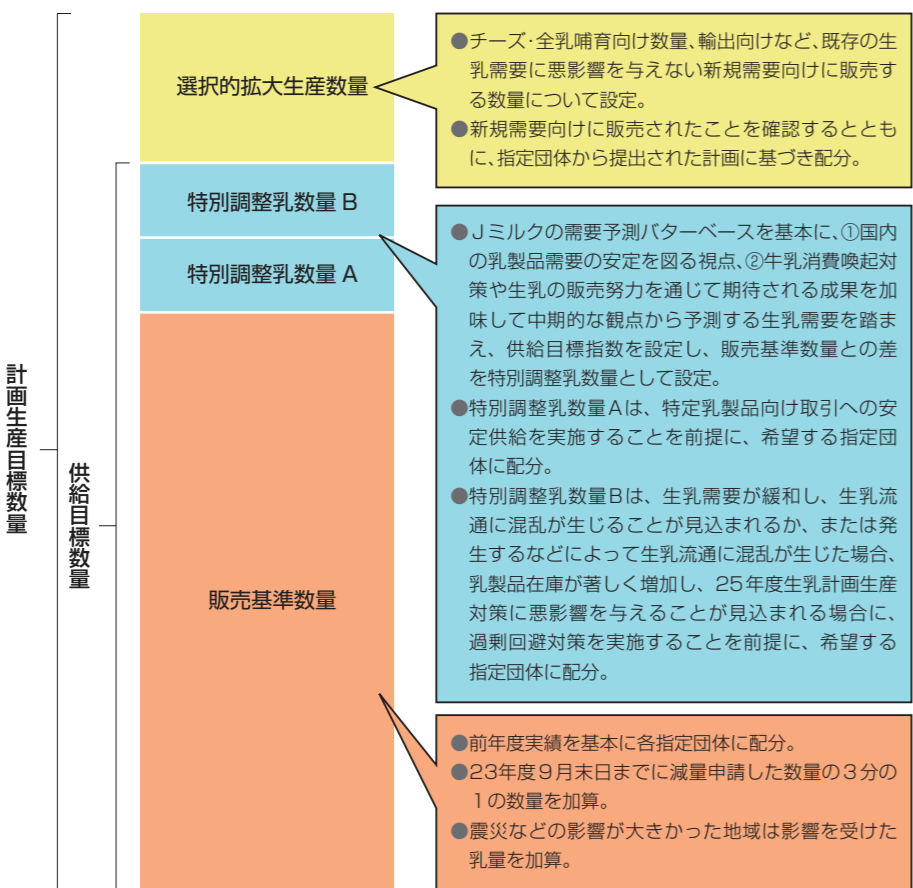
みを効果的に推進するため、中央活動を重点化し、地域活動との一体的展開を強化します。

酪農理解醸成消費者対策事業では、主要新聞や専門誌への掲出、イベントの開催、ホームページの拡充などを通じて酪農啓発情報を積極的に発信するとともに、酪農教育ファーム活動における酪農関係者及び教育関係者との連携、広報誌「ミ

ルクラブ」の内容刷新・配布先拡充、「地域交流牧場全国連絡会」等の活動支援などにより、消費者の理解醸成を促進していきます。

国産ナチュラルチーズの振興では、酪農経営の多様化を目指す生産現場のニーズに対応するため、酪農家を対象にチーズを中心とした乳製品製造研修会を企画・開催します。

平成24年度計画生産対策における各生産枠の概要



放射性セシウム暫定許容値への対応策

牛用飼料の放射性セシウム 暫定許容値への対応

農林水産省は2月3日、牛用飼料に含まれる放射性セシウムの暫定許容値を現在の1kg当たり300ベクレルから100ベクレルに改定したことを発表しました。これを受けて、本会議理事会では生産者団体による当面の対応策を議論し、決定しました。

■ 新暫定許容値への対応

牛用飼料に含まれる放射性セシウムの新暫定許容値は、畜産物の新基準値を超えない牛乳や牛肉を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いか判断する目安です（図参照）。

また、家畜は水や空気、土壌、敷料、野草、屋外に放置された飼料等、さまざまな物から放射性セシウムを摂取する可能性があります。このため、新暫定許容値を超えない飼料や放牧地を利用するのはもちろんのこと、水、土壌等からの放射性セシウムの摂取をできるだけ抑えるように飼料の管理、家畜の飲用水や飼育場所等にも注意しなければなりません。尚、新暫定許容値を上回る飼料のうち8000ベクレル/kg以下は一般廃棄物として埋却、焼却等により処分します。

ただし、生産された圃場が明らかかなものは、当該圃場に還元施用することができず。8000ベクレル/kgを超過する飼料を処分する場合があります。農林水産省が別途通知します。

平成24年度夏作飼料作物については、各都県の施肥基準を参考にして施肥を実施するとともに、当該県の昨年のモニタリング調査の結果を参考にして十分に耕起した上で播種、栽培を行います。平成24年度夏作飼料作物のモニタリング調査の方法については、農林水産省が別途通知します。

■ 生産者団体の当面の取り組み

牛用飼料中の新暫定許容値が2月3日から適用されたことを受け、本会議は2月10日開催の理事会において、消費者の国内牛乳乳製品・酪農業に対する安心感の醸成を図るため、生産者団体による当面の取組みについて協議し、次の通り決定しました。

放射性物質に係る牛乳乳製品の安全性については、行政が行う乳のモニタリング検査により確保されていることを今後とも基本とします。

しかし、消費者からは依然、「ゼロリ

スク」を求め、かつ製品段階での検査結果の公表を求める声が強いなど、安心感を得るための取り組みが求められています。また、特定地域産の牛乳が販売不振に陥るなど、地域によって風評被害が発生している状況を放置した場合、牛乳乳製品の需要減少と生乳需給の混乱が全国に波及することが懸念されます。このため生産者団体においては当面、以下の取り組みを行うこととします。

①原子力災害対策本部指定地域の17都県が所在する指定団体は、生乳中の放射性物質をできるかぎり低減させるため、県会員等と連携し、行政によるモニタリング検査、飼料の検査の実施に際しては協力するとともに、検査結果等を踏まえ、給与飼料の改善を中心とした乳牛の適正な飼養管理を徹底します。

尚、ホット・スポットと想定される地域においては、すでに実施されている対応の継続など、重点的な取り組みを行います。

取り組みに係る費用については、原則、東京電力に負担を求めていくことを基本とし、必要に応じて本会議においても支援策を検討します。

②本会議は、生乳生産から製品販売まで酪農乳業界の一体的な取り組みとなるよう、Jミルクの場において適宜情報交換を実施するとともに、生産者団体としての具体的な対応について、実務責任者会議で協議を行います。

消費者の国産牛乳乳製品に対する安心

感を醸成するため、各地域での適正な飼養管理の徹底に係る取り組みについての広報活動を実施すると同時に、問い合わせ窓口の本会議への一本化、対応マニュアルの作成等を行います。

図 牛用飼料中の放射性物質の暫定許容値

★改定前:8月1日付け暫定許容値

区分	放射性セシウム
乳用牛	300Bq/kg
肉用牛	
その他牛用 (育成牛、繁殖牛)	300Bq/kg 例外:3,000Bq/kg



★改定後:2月3日付け暫定許容値

区分	放射性セシウム
乳用牛	100Bq/kg
肉用牛	
その他牛用 (育成牛、繁殖牛)	